

議案第112号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約(平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号)の一部を次のとおり変更する。

令和7年12月4日提出

山都町長 坂本 靖也

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約(平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号)の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

(提案理由)

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の新旧対照表

変更後（新）	変更前（旧）
<p>別表第2 組合の共同処理する事務</p> <p>第3条第10号に 関する事務</p> <p><u>上天草市</u>、阿蘇市、美里町、玉東町、和水町、 南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、 小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、 御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、冰 川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯 前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨 村、あさぎり町、苓北町</p>	<p>別表第2 組合の共同処理する事務</p> <p>第3条第10号に 関する事務</p> <p><u>菊池市</u>、<u>上天草市</u>、阿蘇市、美里町、玉東町、 和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南 小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、 西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山 都町、冰川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良 木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江 村、球磨村、あさぎり町、苓北町</p>